

議案第74号

北上市一般職の職員の給与条例等の一部を改正する条例

(北上市一般職の職員の給与条例の一部改正)

第1条 北上市一般職の職員の給与条例（平成3年北上市条例第35号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	第8条 市長は、毎月、給与を支給する際職員の給与から次の各号に掲げる掛金等に相当する金額を控除して、これを職員に代わって職員互助会等に払い込むことができる。 (1)～(8) [略] <u>(9) 財団法人岩手県教職員互助会の掛金及び貸付償還金</u> <u>(10) [略]</u> (期末手当) 第25条 [略] 2 [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～6 [略] (勤勉手当) 第26条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の	第8条 市長は、毎月、給与を支給する際職員の給与から次の各号に掲げる掛金等に相当する金額を控除して、これを職員に代わって職員互助会等に払い込むことができる。 (1)～(8) [略] <u>(9) [略]</u> (期末手当) 第25条 [略] 2 [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 [略] (勤勉手当) 第26条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の

定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

（寒冷地手当）

第27条 [略]

- 2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員にあっては1万200円（扶養親族（規則で定める地域に居住する者に限る。）のある職員にあっては1万7,800円）、その他の職員にあっては7,360円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の110を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

（寒冷地手当）

第27条 [略]

- 2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員にあっては1万1,400円（扶養親族（規則で定める地域に居住する者に限る。）のある職員にあっては1万9,800円）、その他の職員にあっては8,200円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

3 [略]

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定		円	円	円	円	円	円	円
年	1	163,400	209,700	242,900	273,900	298,000	326,000	368,800
前	2	164,500	211,400	244,500	275,600	300,100	328,200	371,400
再	3	165,700	213,100	245,900	277,100	302,100	330,400	373,800
任	4	166,800	214,700	247,300	278,700	304,000	332,400	376,200
用	5	167,900	216,200	248,500	280,200	305,900	334,400	378,100
短	6	169,000	218,000	250,100	281,900	307,700	336,500	380,700
時	7	170,100	219,700	251,600	283,700	309,300	338,400	383,000
間	8	171,200	221,400	253,000	285,600	310,900	340,300	385,500
勤	9	172,200	222,900	254,200	287,300	312,500	342,200	387,900
務	10	173,700	224,500	255,600	289,200	314,800	344,200	390,600
職	11	175,000	226,000	257,100	291,000	317,000	346,200	393,200
員	12	176,300	227,500	258,400	292,800	319,000	348,300	395,800
以	13	177,500	228,800	259,700	294,700	321,000	350,100	398,100

3 [略]

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定		円	円	円	円	円	円	円
年	1	184,800	231,700	263,300	289,600	312,400	337,900	376,700
前	2	185,900	233,200	264,400	291,300	314,100	339,800	379,300
再	3	187,100	234,700	265,400	292,800	315,800	341,600	381,600
任	4	188,200	236,300	266,400	294,300	317,300	343,400	383,800
用	5	189,300	237,800	267,400	295,800	318,800	345,100	385,700
短	6	191,000	239,300	268,400	297,300	320,100	346,900	388,100
時	7	192,600	240,800	269,400	298,700	321,400	348,500	390,200
間	8	194,200	242,300	270,400	300,100	322,700	350,200	392,200
勤	9	195,800	243,800	271,500	301,300	324,000	351,800	394,200
務	10	197,600	245,300	272,500	302,800	325,900	353,500	396,600
職	11	199,200	246,700	273,500	304,300	327,700	355,100	398,800
員	12	200,800	248,100	274,500	305,700	329,400	356,800	401,000
以	13	202,400	249,400	275,500	307,200	331,100	358,300	403,200

外の職員	14	179,000	230,300	260,900	296,300	323,000	352,100	400,400	外の職員	14	204,100	250,700	276,500	308,300	332,800	360,000	405,500
	15	180,500	231,800	262,100	297,700	325,000	354,000	402,700		15	205,800	252,000	277,500	309,300	334,600	361,600	407,800
	16	182,100	233,200	263,300	299,100	326,900	355,900	405,000		16	207,500	253,200	278,600	310,500	336,300	363,200	410,100
	17	183,200	234,700	264,600	300,600	328,800	357,700	406,800		17	208,800	254,400	279,700	311,700	337,900	364,900	411,900
	18	184,700	236,200	265,900	302,600	330,800	359,700	408,700		18	210,500	255,400	281,000	313,300	339,600	366,700	413,800
	19	186,100	237,700	267,200	304,700	332,700	361,500	410,600		19	212,100	256,500	282,300	315,000	341,300	368,200	415,700
	20	187,500	239,100	268,500	306,500	334,600	363,400	412,500		20	213,600	257,600	283,500	316,600	342,900	369,800	417,600
	21	188,800	240,300	269,900	308,200	336,400	365,300	414,300		21	215,100	258,600	284,800	318,100	344,500	371,200	419,400
	22	191,100	241,900	271,400	310,100	338,400	367,200	416,100		22	216,700	259,600	286,100	319,700	346,100	372,800	421,200
	23	193,300	243,500	273,100	312,000	340,400	369,200	417,900		23	218,300	260,700	287,400	321,300	347,700	374,500	423,000
	24	195,600	244,900	274,600	313,900	342,300	371,100	419,700		24	220,000	261,700	288,600	323,000	349,200	376,000	424,800
	25	197,800	245,900	276,200	315,600	343,700	373,000	421,300		25	221,600	262,700	289,700	324,500	350,600	377,900	426,400
	26	199,500	247,400	277,900	317,600	345,700	374,900	422,800		26	223,300	263,600	290,900	326,200	352,400	379,800	427,900
	27	201,000	248,700	279,500	319,600	347,600	376,800	424,400		27	224,600	264,500	292,200	327,800	354,000	381,700	429,500
	28	202,500	249,800	281,100	321,500	349,500	378,800	425,900		28	225,900	265,300	293,500	329,400	355,600	383,600	431,000
	29	204,000	250,900	282,800	323,200	351,100	380,300	427,400		29	227,300	266,100	294,900	330,800	356,800	385,100	432,500
	30	205,500	251,900	284,300	325,300	353,000	382,100	428,600		30	228,400	266,900	295,900	332,600	358,300	386,900	433,600
	31	206,900	252,800	285,800	327,300	354,800	383,900	429,900		31	229,500	267,700	296,900	334,300	359,800	388,600	434,900
	32	208,300	253,800	287,300	329,300	356,700	385,500	431,100		32	230,600	268,600	298,000	335,900	361,400	390,200	436,100
	33	209,700	254,700	288,400	330,500	358,500	387,200	432,300		33	231,700	269,300	299,100	337,100	363,100	391,900	437,300
	34	211,000	255,600	290,000	332,500	360,300	388,600	433,600		34	232,800	270,100	300,300	339,000	364,900	393,300	438,600
	35	212,300	256,400	291,600	334,500	362,000	390,100	435,000		35	233,900	270,900	301,500	340,800	366,600	394,800	440,000
	36	213,700	257,300	293,100	336,500	363,700	391,500	436,200		36	235,100	271,700	302,700	342,400	368,300	396,200	441,200

37	215,000	258,000	294,500	338,400	365,100	392,900	437,400
38	216,200	259,100	296,100	340,300	366,400	394,100	438,200
39	217,400	260,200	297,700	342,200	367,800	395,300	439,000
40	218,500	261,400	299,300	344,100	369,200	396,300	439,800
41	219,600	262,500	300,800	346,000	370,300	397,400	440,400
42	220,700	263,700	302,500	347,900	371,200	398,600	441,100
43	221,700	264,800	304,000	349,700	372,200	399,700	441,800
44	222,700	265,900	305,500	351,500	373,300	400,900	442,500
45	223,700	267,000	307,100	353,000	374,100	401,600	443,300
46	224,600	268,100	308,700	354,400	375,000	402,300	444,100
47	225,500	269,200	310,300	355,800	375,900	403,000	444,500
48	226,400	270,300	311,900	357,400	376,700	403,700	445,300
49	227,300	271,300	312,800	358,900	377,500	404,200	445,800
50	228,200	272,300	314,300	359,700	378,400	404,800	446,200
51	229,100	273,300	315,800	360,700	379,200	405,300	446,600
52	230,000	274,200	317,400	361,700	379,900	405,700	447,000
53	230,800	275,100	319,000	362,600	380,600	406,100	447,400
54	231,700	276,000	320,600	363,700	381,300	406,400	447,800
55	232,700	276,900	322,100	364,600	382,000	406,700	448,200
56	233,500	277,800	323,700	365,600	382,700	407,000	448,500
57	233,800	278,700	325,100	366,500	383,200	407,300	448,800
58	234,600	279,700	326,300	367,300	383,800	407,600	449,200
59	235,300	280,600	327,400	368,000	384,400	407,900	449,500

37	236,200	272,400	303,900	343,900	369,700	397,600	442,400
38	237,200	273,200	305,200	345,500	371,000	398,800	443,200
39	238,200	273,900	306,500	347,100	372,300	400,000	444,000
40	239,100	274,700	307,800	348,700	373,700	401,000	444,800
41	240,000	275,300	309,100	350,500	374,800	402,100	445,400
42	240,900	276,100	310,500	352,300	375,700	403,300	446,000
43	241,700	276,900	311,800	354,100	376,700	404,400	446,600
44	242,500	277,600	313,100	355,900	377,800	405,600	447,200
45	243,300	278,300	314,400	357,400	378,600	406,300	448,000
46	243,900	279,000	315,700	358,800	379,500	407,000	448,800
47	244,500	279,700	317,000	360,200	380,400	407,700	449,200
48	245,100	280,500	318,200	361,700	381,200	408,400	450,000
49	245,700	281,200	319,100	363,200	382,000	408,800	450,500
50	246,300	281,900	320,400	364,000	382,900	409,400	450,900
51	246,900	282,600	321,700	365,000	383,700	409,900	451,300
52	247,400	283,300	323,000	366,000	384,400	410,300	451,700
53	247,900	283,900	324,200	366,900	385,100	410,700	452,100
54	248,300	284,600	325,500	368,000	385,800	410,900	452,500
55	248,700	285,200	326,700	368,900	386,500	411,200	452,900
56	249,000	285,900	328,000	369,900	387,200	411,500	453,200
57	249,300	286,500	329,300	370,800	387,700	411,800	453,500
58	249,600	287,300	330,400	371,600	388,300	412,100	453,900
59	249,900	287,900	331,500	372,300	388,900	412,400	454,200

60	235,900	281,500	328,500	368,600	385,100	408,200	449,800	60	250,200	288,600	332,600	372,900	389,600	412,700	454,500
61	236,500	282,500	329,200	369,000	385,500	408,500	450,100	61	250,500	289,200	333,300	373,300	390,000	412,900	454,800
62	237,200	283,500	330,100	369,600	386,200	408,800		62	250,800	289,900	334,200	373,900	390,600	413,200	
63	237,800	284,400	330,900	370,300	386,800	409,100		63	251,100	290,500	334,900	374,600	391,200	413,500	
64	238,300	285,300	331,700	371,000	387,400	409,400		64	251,400	291,000	335,700	375,300	391,700	413,800	
65	238,800	285,800	332,500	371,300	387,800	409,700		65	251,700	291,500	336,500	375,600	392,100	414,100	
66	239,300	286,500	332,900	372,000	388,400	410,000		66	252,000	292,100	336,900	376,300	392,700	414,400	
67	239,900	287,200	333,600	372,700	389,000	410,300		67	252,400	292,600	337,600	377,000	393,300	414,700	
68	240,500	288,100	334,300	373,300	389,700	410,600		68	252,700	293,200	338,300	377,600	393,900	415,000	
69	241,000	289,200	335,100	373,600	390,100	410,800		69	253,000	293,800	339,100	377,900	394,300	415,200	
70	241,500	290,000	335,800	374,200	390,600	411,100		70	253,300	294,300	339,800	378,400	394,800	415,500	
71	242,000	290,800	336,500	374,900	391,100	411,400		71	253,600	294,900	340,500	379,000	395,300	415,800	
72	242,500	291,600	337,100	375,500	391,700	411,800		72	253,900	295,500	341,100	379,600	395,900	416,200	
73	243,000	292,300	337,600	375,800	392,000	412,000		73	254,200	296,000	341,600	379,900	396,200	416,400	
74	243,500	292,800	338,200	376,400	392,400	412,300		74	254,500	296,500	342,200	380,500	396,600	416,700	
75	243,900	293,200	338,700	377,100	392,800	412,600		75	254,800	296,900	342,700	381,200	397,000	417,000	
76	244,400	293,600	339,300	377,700	393,200	412,800		76	255,100	297,200	343,300	381,800	397,400	417,200	
77	244,900	293,800	339,600	378,200	393,500	413,000		77	255,400	297,400	343,600	382,300	397,700	417,400	
78	245,400	294,100	340,100	378,700	393,800			78	255,700	297,700	344,100	382,800	398,000		
79	245,900	294,300	340,500	379,300	394,100			79	256,000	297,900	344,500	383,400	398,300		
80	246,400	294,600	340,900	379,800	394,300			80	256,300	298,200	344,900	383,900	398,500		
81	246,800	294,800	341,300	380,300	394,500			81	256,600	298,400	345,300	384,400	398,700		
82	247,400	295,000	341,800	380,900	394,800			82	257,000	298,600	345,800	385,000	399,000		

83	<u>247,800</u>	<u>295,300</u>	<u>342,300</u>	<u>381,400</u>	<u>395,100</u>
84	<u>248,200</u>	<u>295,500</u>	<u>342,800</u>	<u>381,700</u>	<u>395,300</u>
85	<u>248,600</u>	<u>295,800</u>	<u>343,100</u>	<u>382,100</u>	<u>395,500</u>
86	<u>249,000</u>	<u>296,100</u>	<u>343,500</u>	<u>382,600</u>	<u>395,800</u>
87	<u>249,400</u>	<u>296,400</u>	<u>344,000</u>	<u>383,000</u>	<u>396,100</u>
88	<u>249,800</u>	<u>296,700</u>	<u>344,500</u>	<u>383,400</u>	<u>396,300</u>
89	<u>250,200</u>	<u>297,000</u>	<u>344,800</u>	<u>383,800</u>	<u>396,500</u>
90	<u>250,700</u>	<u>297,400</u>	<u>345,200</u>	<u>384,300</u>	<u>396,800</u>
91	<u>251,000</u>	<u>297,700</u>	<u>345,700</u>	<u>384,700</u>	<u>397,100</u>
92	<u>251,300</u>	<u>298,100</u>	<u>346,100</u>	<u>385,100</u>	<u>397,300</u>
93	<u>251,600</u>	<u>298,300</u>	<u>346,300</u>	<u>385,400</u>	<u>397,500</u>
94		<u>298,500</u>	<u>346,700</u>	<u>385,900</u>	<u>397,800</u>
95		<u>298,800</u>	<u>347,200</u>	<u>386,300</u>	<u>398,100</u>
96		<u>299,200</u>	<u>347,600</u>	<u>386,700</u>	<u>398,300</u>
97		<u>299,500</u>	<u>347,800</u>	<u>387,000</u>	<u>398,500</u>
98		<u>299,800</u>	<u>348,200</u>	<u>387,500</u>	
99		<u>300,200</u>	<u>348,600</u>	<u>387,900</u>	
100		<u>300,600</u>	<u>348,900</u>	<u>388,300</u>	
101		<u>300,800</u>	<u>349,200</u>	<u>388,600</u>	
102		<u>301,100</u>	<u>349,600</u>		
103		<u>301,500</u>	<u>350,000</u>		
104		<u>301,800</u>	<u>350,400</u>		
105		<u>302,000</u>	<u>350,900</u>		

83	<u>257,300</u>	<u>298,900</u>	<u>346,300</u>	<u>385,500</u>	<u>399,300</u>
84	<u>257,600</u>	<u>299,100</u>	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>399,500</u>
85	<u>257,900</u>	<u>299,400</u>	<u>347,100</u>	<u>386,200</u>	<u>399,700</u>
86	<u>258,200</u>	<u>299,700</u>	<u>347,500</u>	<u>386,700</u>	<u>400,000</u>
87	<u>258,500</u>	<u>300,000</u>	<u>347,900</u>	<u>387,100</u>	<u>400,300</u>
88	<u>258,800</u>	<u>300,300</u>	<u>348,400</u>	<u>387,500</u>	<u>400,500</u>
89	<u>259,100</u>	<u>300,600</u>	<u>348,700</u>	<u>387,900</u>	<u>400,700</u>
90	<u>259,400</u>	<u>300,900</u>	<u>349,100</u>	<u>388,400</u>	<u>401,000</u>
91	<u>259,700</u>	<u>301,200</u>	<u>349,500</u>	<u>388,800</u>	<u>401,300</u>
92	<u>260,000</u>	<u>301,600</u>	<u>349,900</u>	<u>389,200</u>	<u>401,500</u>
93	<u>260,300</u>	<u>301,800</u>	<u>350,100</u>	<u>389,500</u>	<u>401,700</u>
94		<u>302,000</u>	<u>350,500</u>	<u>390,000</u>	<u>402,000</u>
95		<u>302,300</u>	<u>350,900</u>	<u>390,400</u>	<u>402,300</u>
96		<u>302,700</u>	<u>351,300</u>	<u>390,800</u>	<u>402,500</u>
97		<u>303,000</u>	<u>351,500</u>	<u>391,100</u>	<u>402,700</u>
98		<u>303,300</u>	<u>351,900</u>	<u>391,600</u>	
99		<u>303,700</u>	<u>352,300</u>	<u>392,000</u>	
100		<u>304,100</u>	<u>352,600</u>	<u>392,400</u>	
101		<u>304,300</u>	<u>352,900</u>	<u>392,700</u>	
102		<u>304,600</u>	<u>353,300</u>		
103		<u>304,900</u>	<u>353,700</u>		
104		<u>305,200</u>	<u>354,100</u>		
105		<u>305,400</u>	<u>354,600</u>		

		106	302,300	351,300							106	305,700	355,000				
		107	302,700	351,700							107	306,000	355,400				
		108	303,000	352,100							108	306,300	355,800				
		109	303,200	352,600							109	306,500	356,300				
		110	303,600	353,000							110	306,900	356,700				
		111	304,000	353,300							111	307,300	357,000				
		112	304,300	353,600							112	307,600	357,300				
		113	304,500	354,100							113	307,800	357,800				
		114	304,700								114	308,000					
		115	305,000								115	308,300					
		116	305,400								116	308,700					
		117	305,600								117	308,900					
		118	305,800								118	309,100					
		119	306,100								119	309,400					
		120	306,400								120	309,700					
		121	306,800								121	310,100					
		122	307,000								122	310,300					
		123	307,300								123	310,600					
		124	307,600								124	310,900					
		125	307,900								125	311,200					
	定		基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給		定		基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
	年		料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額		年		料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
	前		円	円	円	円	円	円		前		円	円	円	円	円	円

	再任用短時間勤務職員	190,400	218,100	258,500	278,100	293,300	319,000	361,200	再任用短時間勤務職員	193,700	221,400	262,300	282,200	297,500	323,400	365,900
	[略]								[略]							
2	(扶養手当) 第10条 [略] 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> <u>(2)</u> [略] <u>(3)</u> [略] <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> [略] <u>(6)</u> [略] 3 扶養手当の月額、<u>前項第1号及び第3号から第6号ま</u>								(扶養手当) 第10条 [略] 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。 <u>(1)</u> [略] <u>(2)</u> [略] <u>(3)</u> [略] <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> [略] 3 扶養手当の月額、<u>前項第1号に該当する扶養親族（次</u>							

でのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至

項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条 削除

った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定

について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第12条 [略]

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 3級地 100分の15

(4) 4級地 100分の12

(5) 5級地 100分の10

(6) 6級地 100分の6

(7) 7級地 100分の3

3 [略]

(住居手当)

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に

(地域手当)

第12条 [略]

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 3級地 100分の12

(4) 4級地 100分の8

(5) 5級地 100分の4

3 [略]

(住居手当)

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に

支給する。

(1) [略]

(2) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 [略]

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)・(3) [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

支給する。

(1) [略]

(2) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 [略]

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)・(3) [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が4万5,000円を超えるときは、その額と4万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を4万5,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が4万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を4万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額））

(2) [略]

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）

(2) [略]

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額、第1号に

4万5,000円を超えるときは、その額と4万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を4万5,000円に加算した額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当す

掲げる額又は前号に掲げる額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等

る額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) [略]

の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) [略]

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

(管理職員特別勤務手当)

第24条の2 前条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

(管理職員特別勤務手当)

第24条の2 前条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(2) [略]

4 [略]

(期末手当)

第25条 [略]

2 [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第26条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。こ

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) [略]

4 [略]

(期末手当)

第25条 [略]

2 [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第26条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。こ

の場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の110を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

（特定の職員についての適用除外）

第32条 第5条第3項から第10項まで、第10条、第11条、第13条、第14条、第16条、第18条、第19条及び第27条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 第10条、第11条、第13条、第14条、第16条、第18条、第19条及び第27条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

別表第1（第4条関係）

の場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

（特定の職員についての適用除外）

第32条 第5条第3項から第10項まで、第10条及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 第10条、第13条、第14条、第16条、第18条、第19条及び第27条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の		[略]	[略]	円	円	円	円	円
	1			263,300	289,600	312,400	337,900	376,700
	2			264,400	291,300	314,100	339,800	379,300
	3			265,400	292,800	315,800	341,600	381,600
	4			266,400	294,300	317,300	343,400	383,800
	5			267,400	295,800	318,800	345,100	385,700
	6			268,400	297,300	320,100	346,900	388,100
	7			269,400	298,700	321,400	348,500	390,200
	8			270,400	300,100	322,700	350,200	392,200
	9			271,500	301,300	324,000	351,800	394,200
	10			272,500	302,800	325,900	353,500	396,600
	11			273,500	304,300	327,700	355,100	398,800
	12			274,500	305,700	329,400	356,800	401,000
	13			275,500	307,200	331,100	358,300	403,200
	14			276,500	308,300	332,800	360,000	405,500
	15			277,500	309,300	334,600	361,600	407,800

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の		[略]	[略]	円	円	円	円	円
	1			267,400	301,300	324,000	358,300	411,900
	2			268,400	302,800	325,900	360,000	413,800
	3			269,400	304,300	327,700	361,600	415,700
	4			270,400	305,700	329,400	363,200	417,600
	5			271,500	307,200	331,100	364,900	419,400
	6			272,500	308,300	332,800	366,700	421,200
	7			273,500	309,300	334,600	368,200	423,000
	8			274,500	310,500	336,300	369,800	424,800
	9			275,500	311,700	337,900	371,200	426,400
	10			276,500	313,300	339,600	372,800	427,900
	11			277,500	315,000	341,300	374,500	429,500
	12			278,600	316,600	342,900	376,000	431,000
	13			279,700	318,100	344,500	377,900	432,500
	14			281,000	319,700	346,100	379,800	433,600
	15			282,300	321,300	347,700	381,700	434,900

職員	16	278,600	310,500	336,300	363,200	410,100	職員	16	283,500	323,000	349,200	383,600	436,100
	17	279,700	311,700	337,900	364,900	411,900		17	284,800	324,500	350,600	385,100	437,300
	18	281,000	313,300	339,600	366,700	413,800		18	286,100	326,200	352,400	386,900	438,600
	19	282,300	315,000	341,300	368,200	415,700		19	287,400	327,800	354,000	388,600	440,000
	20	283,500	316,600	342,900	369,800	417,600		20	288,600	329,400	355,600	390,200	441,200
	21	284,800	318,100	344,500	371,200	419,400		21	289,700	330,800	356,800	391,900	442,400
	22	286,100	319,700	346,100	372,800	421,200		22	290,900	332,600	358,300	393,300	443,200
	23	287,400	321,300	347,700	374,500	423,000		23	292,200	334,300	359,800	394,800	444,000
	24	288,600	323,000	349,200	376,000	424,800		24	293,500	335,900	361,400	396,200	444,800
	25	289,700	324,500	350,600	377,900	426,400		25	294,900	337,100	363,100	397,600	445,400
	26	290,900	326,200	352,400	379,800	427,900		26	295,900	339,000	364,900	398,800	446,000
	27	292,200	327,800	354,000	381,700	429,500		27	296,900	340,800	366,600	400,000	446,600
	28	293,500	329,400	355,600	383,600	431,000		28	298,000	342,400	368,300	401,000	447,200
	29	294,900	330,800	356,800	385,100	432,500		29	299,100	343,900	369,700	402,100	448,000
	30	295,900	332,600	358,300	386,900	433,600		30	300,300	345,500	371,000	403,300	448,800
	31	296,900	334,300	359,800	388,600	434,900		31	301,500	347,100	372,300	404,400	449,200
	32	298,000	335,900	361,400	390,200	436,100		32	302,700	348,700	373,700	405,600	450,000
	33	299,100	337,100	363,100	391,900	437,300		33	303,900	350,500	374,800	406,300	450,500
	34	300,300	339,000	364,900	393,300	438,600		34	305,200	352,300	375,700	407,000	450,900
	35	301,500	340,800	366,600	394,800	440,000		35	306,500	354,100	376,700	407,700	451,300
	36	302,700	342,400	368,300	396,200	441,200		36	307,800	355,900	377,800	408,400	451,700
	37	303,900	343,900	369,700	397,600	442,400		37	309,100	357,400	378,600	408,800	452,100
	38	305,200	345,500	371,000	398,800	443,200		38	310,500	358,800	379,500	409,400	452,500

39	306,500	347,100	372,300	400,000	444,000	39	311,800	360,200	380,400	409,900	452,900
40	307,800	348,700	373,700	401,000	444,800	40	313,100	361,700	381,200	410,300	453,200
41	309,100	350,500	374,800	402,100	445,400	41	314,400	363,200	382,000	410,700	453,500
42	310,500	352,300	375,700	403,300	446,000	42	315,700	364,000	382,900	410,900	453,900
43	311,800	354,100	376,700	404,400	446,600	43	317,000	365,000	383,700	411,200	454,200
44	313,100	355,900	377,800	405,600	447,200	44	318,200	366,000	384,400	411,500	454,500
45	314,400	357,400	378,600	406,300	448,000	45	319,100	366,900	385,100	411,800	454,800
46	315,700	358,800	379,500	407,000	448,800	46	320,400	368,000	385,800	412,100	
47	317,000	360,200	380,400	407,700	449,200	47	321,700	368,900	386,500	412,400	
48	318,200	361,700	381,200	408,400	450,000	48	323,000	369,900	387,200	412,700	
49	319,100	363,200	382,000	408,800	450,500	49	324,200	370,800	387,700	412,900	
50	320,400	364,000	382,900	409,400	450,900	50	325,500	371,600	388,300	413,200	
51	321,700	365,000	383,700	409,900	451,300	51	326,700	372,300	388,900	413,500	
52	323,000	366,000	384,400	410,300	451,700	52	328,000	372,900	389,600	413,800	
53	324,200	366,900	385,100	410,700	452,100	53	329,300	373,300	390,000	414,100	
54	325,500	368,000	385,800	410,900	452,500	54	330,400	373,900	390,600	414,400	
55	326,700	368,900	386,500	411,200	452,900	55	331,500	374,600	391,200	414,700	
56	328,000	369,900	387,200	411,500	453,200	56	332,600	375,300	391,700	415,000	
57	329,300	370,800	387,700	411,800	453,500	57	333,300	375,600	392,100	415,200	
58	330,400	371,600	388,300	412,100	453,900	58	334,200	376,300	392,700	415,500	
59	331,500	372,300	388,900	412,400	454,200	59	334,900	377,000	393,300	415,800	
60	332,600	372,900	389,600	412,700	454,500	60	335,700	377,600	393,900	416,200	
61	333,300	373,300	390,000	412,900	454,800	61	336,500	377,900	394,300	416,400	

62	334,200	373,900	390,600	413,200
63	334,900	374,600	391,200	413,500
64	335,700	375,300	391,700	413,800
65	336,500	375,600	392,100	414,100
66	336,900	376,300	392,700	414,400
67	337,600	377,000	393,300	414,700
68	338,300	377,600	393,900	415,000
69	339,100	377,900	394,300	415,200
70	339,800	378,400	394,800	415,500
71	340,500	379,000	395,300	415,800
72	341,100	379,600	395,900	416,200
73	341,600	379,900	396,200	416,400
74	342,200	380,500	396,600	416,700
75	342,700	381,200	397,000	417,000
76	343,300	381,800	397,400	417,200
77	343,600	382,300	397,700	417,400
78	344,100	382,800	398,000	
79	344,500	383,400	398,300	
80	344,900	383,900	398,500	
81	345,300	384,400	398,700	
82	345,800	385,000	399,000	
83	346,300	385,500	399,300	
84	346,800	385,800	399,500	

62	336,900	378,400	394,800	416,700
63	337,600	379,000	395,300	417,000
64	338,300	379,600	395,900	417,200
65	339,100	379,900	396,200	417,400
66	339,800	380,500	396,600	
67	340,500	381,200	397,000	
68	341,100	381,800	397,400	
69	341,600	382,300	397,700	
70	342,200	382,800	398,000	
71	342,700	383,400	398,300	
72	343,300	383,900	398,500	
73	343,600	384,400	398,700	
74	344,100	385,000	399,000	
75	344,500	385,500	399,300	
76	344,900	385,800	399,500	
77	345,300	386,200	399,700	
78	345,800	386,700	400,000	
79	346,300	387,100	400,300	
80	346,800	387,500	400,500	
81	347,100	387,900	400,700	
82	347,500	388,400	401,000	
83	347,900	388,800	401,300	
84	348,400	389,200	401,500	

85	347,100	386,200	399,700
86	347,500	386,700	400,000
87	347,900	387,100	400,300
88	348,400	387,500	400,500
89	348,700	387,900	400,700
90	349,100	388,400	401,000
91	349,500	388,800	401,300
92	349,900	389,200	401,500
93	350,100	389,500	401,700
94	350,500	390,000	402,000
95	350,900	390,400	402,300
96	351,300	390,800	402,500
97	351,500	391,100	402,700
98	351,900	391,600	
99	352,300	392,000	
100	352,600	392,400	
101	352,900	392,700	
102	353,300		
103	353,700		
104	354,100		
105	354,600		
106	355,000		
107	355,400		

85	348,700	389,500	401,700
86	349,100	390,000	402,000
87	349,500	390,400	402,300
88	349,900	390,800	402,500
89	350,100	391,100	402,700
90	350,500	391,600	
91	350,900	392,000	
92	351,300	392,400	
93	351,500	392,700	
94	351,900		
95	352,300		
96	352,600		
97	352,900		
98	353,300		
99	353,700		
100	354,100		
101	354,600		
102	355,000		
103	355,400		
104	355,800		
105	356,300		
106	356,700		
107	357,000		

108	<u>355,800</u>	108	<u>357,300</u>
109	<u>356,300</u>	109	<u>357,800</u>
110	<u>356,700</u>	110	
111	<u>357,000</u>	111	
112	<u>357,300</u>	112	
113	<u>357,800</u>	113	
114		114	
115		115	
116		116	
117		117	
118		118	
119		119	
120		120	
121		121	
122		122	
123		123	
124		124	
125		125	
[略]		[略]	
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市一般職の職員の給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 北上市一般職の職員の給与条例等の一部を改正する条例（令和4年北上市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～10 [略] 11 令和５年４月施行給与条例第５条第３項から第10項まで、 第10条、第11条、第13条、第14条、第16条、第18条、第19条 及び第27条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 12 [略]	附 則 1～10 [略] 11 令和５年４月施行給与条例第５条第３項から第10項まで、 第10条及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない 。 12 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（北上市一般職の任期付職員の採用等条例の一部改正）

第３条 北上市一般職の任期付職員の採用等条例（平成24年北上市条例第31号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	（給与条例の適用除外等） 第９条 [略] ２ 特定任期付職員に対する給与条例第３条、第24条の２第 １項及び第25条第２項の規定の適用については、給与条例 第３条中「この条例」とあるのは「この条例及び北上市一 般職の任期付職員の採用等条例（平成24年北上市条例第31 号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第 24条の２第１項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職 員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員」と、給 与条例第25条第２項中「100分の125」とあるのは「<u>100 分の170</u>」とする。 ３・４ [略]	（給与条例の適用除外等） 第９条 [略] ２ 特定任期付職員に対する給与条例第３条、第24条の２第 １項及び第25条第２項の規定の適用については、給与条例 第３条中「この条例」とあるのは「この条例及び北上市一 般職の任期付職員の採用等条例（平成24年北上市条例第31 号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第 24条の２第１項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職 員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員」と、給 与条例第25条第２項中「100分の125」とあるのは「<u>100 分の175</u>」とする。 ３・４ [略]

別表第 1（第 7 条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	383,000
2	431,000
3	481,000
4	544,000
5	620,000
6	724,000
7	846,000

別表第 1（第 7 条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	395,000
2	444,000
3	496,000
4	560,000
5	639,000
6	746,000
7	871,000

2 （特定任期付職員の給与に関する特例）

第 7 条 [略]

2・3 [略]

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則に定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第 2 項の規定による号給の決定、第 3 項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（給与条例の適用除外等）

（特定任期付職員の給与に関する特例）

第 7 条 [略]

2・3 [略]

4 第 2 項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

（給与条例の適用除外等）

第9条 給与条例第4条、第5条、第9条から第11条まで、<u>第13条及び第26条</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第24条の2第1項及び<u>第25条第2項</u>の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び北上市一般職の任期付職員の採用等条例（平成24年北上市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第24条の2第1項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。 3 給与条例第10条、<u>第11条</u>、第13条、第14条、第16条、第18条、第19条及び第27条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。 4 [略]	第9条 給与条例第4条、第5条、第9条、<u>第10条及び第13条</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第24条の2第1項、<u>第25条第2項及び第26条第2項第1号</u>の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び北上市一般職の任期付職員の採用等条例（平成24年北上市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第24条の2第1項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、<u>給与条例第26条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」</u>とする。 3 給与条例第10条、第13条、第14条、第16条、第18条、第19条及び第27条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。 4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（北上市会計年度任用職員の給与等条例の一部改正）

第4条 北上市会計年度任用職員の給与等条例（令和元年北上市条例第10号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	（会計年度任用職員の勤勉手当）	（会計年度任用職員の勤勉手当）

	第14条の2 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3・4 [略]	第14条の2 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3・4 [略]
2	(会計年度任用職員の勤勉手当) 第14条の2 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3・4 [略]	(会計年度任用職員の勤勉手当) 第14条の2 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3・4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条表2の項、第3条表2の項及び第4条表2の項の改正部分並びに第2条の規定並びに附則第6項から第12項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条（表1の項の改正部分に限る。第5項において同じ。）の規定による改正後の北上市一般職の職員の給与条例（以下

「令和 6 年度適用給与条例」という。) 第27条及び別表第 1 の規定は令和 6 年 4 月 1 日から、令和 6 年度適用給与条例第25条第 3 項及び第26条第 2 項の規定は令和 6 年12月 1 日から適用する。

3 第 3 条 (表 1 の項の改正部分に限る。第 5 項において同じ。) の規定による改正後の北上市一般職の任期付職員の採用等条例 (以下「新任期付職員条例」という。) 別表第 1 の規定は令和 6 年 4 月 1 日から、新任期付職員条例第 9 条第 2 項の規定は令和 6 年12月 1 日から適用する。

4 第 4 条 (表 1 の項の改正部分に限る。次項において同じ。) の規定による改正後の北上市会計年度任用職員の給与等条例 (以下「新給与等条例」という。) の規定は、令和 6 年12月 1 日から適用する。

(給与の内払)

5 令和 6 年度適用給与条例、新任期付職員条例及び新給与等条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の北上市一般職の職員の給与条例、第 3 条の規定による改正前の北上市一般職の任期付職員の採用等条例及び第 4 条の規定による改正前の北上市会計年度任用職員の給与等条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ令和 6 年度適用給与条例、新任期付職員条例及び新給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

6 令和 7 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。) の前日において北上市一般職の職員の給与条例 (以下「給与条例」という。) 別表第 1 の行政職給料表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給 (次項及び同表において「新号給」という。) は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給 (同表において「旧号給」という。) に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

7 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和 8 年 3 月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

8 切替日から令和 8 年 3 月31日までの間における第 1 条 (表 2 の項の改正部分に限る。) の規定による改正後の北上市一般職

の職員の給与条例（以下「令和 7 年度適用給与条例」という。）第10条の規定の適用については、同条第 2 項中

「(5) 重度心身障害者」

とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第 3 項中「1 万3,000円」とあるのは「1 万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和10年 3 月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 9 切替日から令和10年 3 月31日までの間における地域手当の月額、令和 7 年度適用給与条例第12条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、規則で定める。

（通勤手当に関する経過措置）

- 10 令和 7 年度適用給与条例第15条第 4 項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（北上市下水道事業職員の給与の種類及び基準条例の一部改正）

- 11 北上市下水道事業職員の給与の種類及び基準条例（平成 3 年北上市条例第163号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(扶養手当) 第 5 条 [略] 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に	(扶養手当) 第 5 条 [略] 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) 満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある

ある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある
子及び孫

(3)～(5) [略]

(住居手当)

第6条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) [略]

(2) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市長が定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの

(管理職員特別勤務手当)

第13条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する職にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等において勤務する場合に支給する。

子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある
孫

(3)～(5) [略]

(住居手当)

第6条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) [略]

(2) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅（市長が定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの

(管理職員特別勤務手当)

第13条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する職にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務をした場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第4条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(特定の職員についての適用除外) 第18条 第5条、<u>第6条、第7条の2及び第9条の規定は、育児休業法第18条第1項の規定に基づき採用された職員又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定に基づき採用された職員には適用しない。</u>	(特定の職員についての適用除外) 第18条 第5条の規定は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定に基づき採用された職員には適用しない。 <u>2 第5条、第6条、第7条の2及び第9条の規定は、育児休業法第18条第1項の規定に基づき採用された職員には適用しない。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(下水道事業職員の扶養手当に関する経過措置)

- 12 前項の規定による北上市下水道事業職員の給与の種類及び基準条例の改正に伴う下水道事業職員の扶養手当に関する経過措置については、給与条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して市長が定める。

附則別表（附則第 6 項関係）

号給の切替表

旧号給	新号給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15

32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	

67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70		
79	75	71	71		
80	76	72	72		
81	77	73	73		
82	78	74	74		
83	79	75	75		
84	80	76	76		
85	81	77	77		
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	86	86		
95	91	87	87		
96	92	88	88		
97	93	89	89		
98	94	90			
99	95	91			
100	96	92			
101	97	93			

102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

令和 6 年12月12日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

岩手県人事委員会の勧告に基づく岩手県職員の給与の取扱いに準拠し、一般職の職員、特定任期付職員及び会計年度任用職員の給与の改定を行うほか、所要の改正をしようとするものである。